

中小企業支援

② 産業経済室 ☎870-4013

◆大阪府中小企業資金融資制度

市内で事業を営む人へ必要な事業資金のあっせんを行います。

◆大東市事業資金融資活用サポート補助制度

大阪府制度融資(小規模資金など)を利用し、融資実行後3か月以内の事業者(市内に住所・事業所を有する)に対し信用保証料の2分の1(5万円を限度)を補助します。

◆大東ビジネス創造センター D-Biz

② ☎870-9061

相談時間 開庁日の午前9時～午後5時30分

場 所 市民会館 2階

相談内容 起業・創業、経営全般、販路拡大、商品開発、新分野進出、資金調達

「新サービス・新商品に挑戦したい」「今の事業をさらに大きく成長させたい」「売上を伸ばしたい」「起業したい」など、ビジネスでお悩みの市内中小事業者や起業する皆さんに対して、相談支援やセミナーを行います。

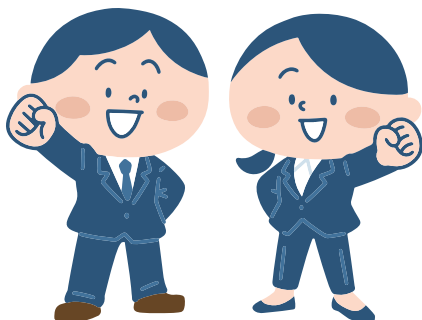
小売・製造・サービスなどあらゆる業種・分野で対応できます。相談は無料で何度でも利用可能です。なお、相談には予約が必要です。

起業・創業支援

② 産業経済室 ☎870-4013

◆大東市夢をかなえる起業応援補助金制度

大東市では、創業を促進し、産業の活性化を図るため、市内で事業を行う人へ10万円の補助を行っています。



就職支援

② 産業経済室 ☎870-4013

◆労働相談

各種労働相談を行っています。

◆ワークサポート大東

仕事の相談と紹介などを行っています。詳しくは99ページをご覧ください。

◆未来人材奨学金返還支援補助金制度

大東市では、若い世代の市内流入・定住促進と市内中小企業の人材不足解消を目的に、市内に在住し、市内で正規雇用された人などに対し、返還されている奨学金の2分の1を補助します。

対 象 者 市内に定住し、かつ市内にある中小企業に正規雇用された人や、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士の免許を持ち、市内事業所に正規雇用された人など

補助内容 返還額の2分の1 上限7万5千円(1年を上半期・下半期に分けた1期当たり)、返還が始まった月から最大8年

森林・農地

② 産業経済室・農業委員会 ☎870-9620

◆森林の伐採届

森林区域内の立木を切るには、事前に大阪府知事の許可または市への届け出が必要です。

◆農地の取得・賃借

農地を耕作目的で取得したり借りたりするためには、農業委員会の許可が必要です。

また、相続により農地を取得した場合も農業委員会へ届け出が必要です。

◆農地の転用

農地を宅地や工場敷地などに転用する場合は、必要な手続きをしなければなりません。

市街化調整区域にある農地を転用する場合は、大阪府知事の許可が必要です。

また、市街化区域内にある農地を転用する場合は、事前に農業委員会に届け出なければなりません。



産業